

条件付一般競争入札公告

令和3年10月4日

公益財団法人 岩手県下水道公社
理事長 八重樫 弘明

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
岩手県下水道公社ソフトウェア再構築（その1）業務委託 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和4年3月25日まで。
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 入札参加者は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 岩手県の令和3・4・5年度岩手県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿に「ソフトウェア開発」の資格者として搭載されている者で、岩手県内に本社又は営業所を有する者であること。
 - ウ ISMS適合性評価制度に基づく、ISMS認証（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））を受けている者。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - オ この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていないこと。

カ この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

キ オ又はカの文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から1月を経過していること。

ク 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

契約条項等は、公社ホームページで配布する。なお、入札参加希望者は、本業務に申請するときには公社ホームページを確認し、最新の入札説明書及び関係書式を用いること。

ホームページ：<https://www.isf.or.jp/>

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 令和3年10月25日（月） 午後1時30分 都南浄化センター2階 会議室

イ 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行う。

(3) 問い合わせ先

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3地割10番地2

公益財団法人岩手県下水道公社 企画管理課

電話番号 019-638-2623 FAX 019-632-1157

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 本件入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和3年10月11日（月）午後5時までの3(3)の場所に提出しなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札そのた入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該落札者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札者のうちくじを引くことができない者があるときは、これらの者に
えて、当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(8) 詳細は、入札説明書による。